

プレミアムこっころカンパニー県知事表彰企業

企業名	所在地	業種	優れた取組(特徴)
株式会社山陰合同銀行	松江市	金融業	<ul style="list-style-type: none"> ●[育児休業] 3歳に達するまで、1週間有給 ●[所定外労働時間削減のための取組]「時間外労働抑制運動～TIME UP 7 (セブン)」の実施 ●[休暇取得促進のための取組]有給休暇付与日数の範囲内で1年間11日以上取得を目標に各人が計画的に取得 ●しまね女性の活躍応援企業
株式会社長岡塗装店	松江市	建設業 (塗装・防水)	<ul style="list-style-type: none"> ●[育児休業] 3日有給休暇 ●[子の看護休暇] 高校修了まで(30分単位取得可) ●[所定外労働時間削減のための取組]取得できる免許、資格が最短期間で取得できるよう全面的に支援し、効率の良い働き方へ転換 ●[休暇取得促進のための取組]年次有給休暇日数の通知書とともに、年休取得計画表を各自に配布、計画的取得を奨励 ●しまね女性の活躍応援企業
公益社団法人益田市医師会	益田市	医療	<ul style="list-style-type: none"> ●[独自の取組] 院内託児所設置 ●[所定外労働時間削減のための取組]各部署で「ノー残業day」を設定、ポスター掲示 ●[休暇取得促進のための取組]誕生日休暇の新設、看護部職員へのリフレッシュ休暇(5日までの連続休暇を年1回) ●[女性の育児休業取得率(1か月以上)]100%
TERAMOTO社会保険労務士法人	松江市	社会保険労務士	<ul style="list-style-type: none"> ●[育児休業] 1歳6か月まで(一定の事情の有無に関わらず) ●[子の看護休暇]一人の場合7日/年、二人以上の場合12日/年、半日・時間単位取得可 ●[所定外労働時間削減のための取組]一人一人の時間管理意識、時間ベースでの仕事の組み立て ●[休暇取得促進のための取組]年間計画をたて、休日とあわせて休暇を取得するように推奨
株式会社島根富士通	出雲市	電気機械器具製造業	<ul style="list-style-type: none"> ●[短時間勤務] 小学校6年生まで ●[所定外労働時間削減のための取組]定時退社日の設定、長時間残業対象者と人事担当者との面談、上司に対して部下の時間外状況をリアルタイムにメール発信 ●[休暇取得促進のための取組]リフレッシュのための年休取得計画の作成、一斉年休日(4日)の設定 ●[女性の育児休業取得率(1か月以上)]100%

プレミアムこころカンパニー県知事表彰企業

企業名	所在地	業種	優れた取組(特徴)
アサヒ工業株式会社	松江市	建設業	<ul style="list-style-type: none"> ●[独自の有給休暇制度]学校行事休暇(中学校就学の始期に達するまで子、年間2日) ●[再雇用制度]出産、育児等で退職した者を対象にした中途退職者再雇用制度 ●[所定外労働時間削減のための取組]所定外労働の改善のためネットワーク環境の整備、上司が率先して退社 ●[休暇取得促進のための取組]誰かが休んでもカバーできる体制づくり、休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくり ●しまね女性の活躍応援企業
株式会社中山工務店	浜田市	建築業	<ul style="list-style-type: none"> ●[子の看護休暇]中学校就学前まで、一人の場合10日/年、二人以上の場合15日/年、時間単位取得可 ●[介護休暇]一人の場合10日/年、二人以上の場合15日/年、時間単位取得可 ●[独自の制度]再雇用制度(妊娠、出産、育児の理由で退職した者に対して)
社会福祉法人吾郷会	邑智郡美郷町	福祉サービス業	<ul style="list-style-type: none"> ●[独自の制度]再雇用制度(妊娠、出産、育児の理由で退職した者に対して) ●[所定外労働時間削減のための取組]毎月所属長より朝礼時の声かけや無駄な作業の見直し、業務を計画的に実施 ●[休暇取得促進のための取組]個別データを基に取得率に個人差がでないよう、また、行動計画の内容を再度説明するなどし、取得を奨励
国立大学法人島根大学	松江市	学校教育(教育・研究・医療)	<ul style="list-style-type: none"> ●[育児休業]3歳に満たない子 ●[独自の取組]保育所設置(島根大学医学部付属病院内) ●[所定外労働時間削減のための取組]定時退勤日の実施(週2回)、ワークライフバランス講演会の開催 ●[休暇取得促進のための取組]全教職員に夏季一斉休業等の連休に合わせて年次有給休暇を計画的に取得するように案内 ●しまね女性の活躍応援企業
堀建設株式会社	鹿足郡津和野町	土木工事業 高齢者福祉	<ul style="list-style-type: none"> ●[育児休業]1歳6ヶ月まで(一定の事情の有無に関わらず) ●[子の看護休暇]1年間につき1人の場合は7日、2人以上の場合は14日まで ●[再雇用制度]希望により優先的再雇用

※こころカンパニー認定番号順